

# 令和8年度

## 浜松市空家等除却促進事業費補助金（空き家解体補助金）

### 申請の手引き

この手引きでは、補助金の条件や申請の流れについて説明します。  
手続きにあたっては、内容のご確認をお願いします。



#### もくじ



補助金の概要.....	p. 1
補助金交付までの手続きの流れ.....	p. 3
事前相談に必要な書類.....	p. 6
申請に必要な書類・手続き.....	p. 8
変更承認申請に必要な書類.....	p. 9
実績報告に必要な書類.....	p. 10
補助金請求に必要な書類.....	p. 11
その他申請にあたっての注意事項.....	p. 12
よくあるご質問.....	p. 15

※必要な書類の取得方法や記載例は、別紙「申請の手引き（記載例）」に記載しています。



## 補助金の概要



### 【補助の内容】

補助額の上限	補助対象額の1/3（上限50万円） ※補助額は千円未満は切り捨て
対象となる空き家	p. 2の条件をすべて満たすもの
補助対象となる費用	①対象となる空き家の解体工事費用 ②附属する門や塀などの撤去費用 ③敷地内の立ち木や雑草などの伐採にかかる費用 ④解体工事に伴う産業廃棄物の処分費用 ①をせず、②～④のみを行う場合は補助対象ではありません。

×対象とならない費用の一例

- ・ 空き家内の一般廃棄物（家庭ゴミ、冷蔵庫等の家電や家具等）の処分費 など

### ● 申請時の注意点 ●

○他の補助金等を受けている場合は、解体によって返還金などが発生しないか確認してください。

○申請に必要な書類の取得など手続きに要した費用は自己負担となります。

※事前相談や審査の結果、補助要件に該当しなかった場合や先着順で締め切られた場合でも、市は当該費用の負担はしません。

○解体業者との契約は、市へ「交付申請書」を提出し、市からの「交付決定通知書」の受け取り後に！

(p. 3参照)

ご相談を受けた後、先着順になりますので、定員（20人）に達していない場合は「交付申請書」を提出いただき、市は審査の上「交付決定通知書」を送付します。

この「交付決定通知書」の受け取り前に解体工事の契約をした場合、事前着手となるため補助金交付の対象となりません。「交付決定通知書」の受け取り前に着手しないよう工事等のスケジュールを立ててください。（現地確認をすることがあるため「交付申請書」の提出から「交付決定通知書」まで30日程度を要する場合があります。）

○実績報告書類を2月末までに提出！

原則、2月末までに「実績報告書」を提出できなかった場合、手続きが未完了となるため補助金交付の対象となりません。2月末までに確実に完了できるよう工事等のスケジュールを立ててください。

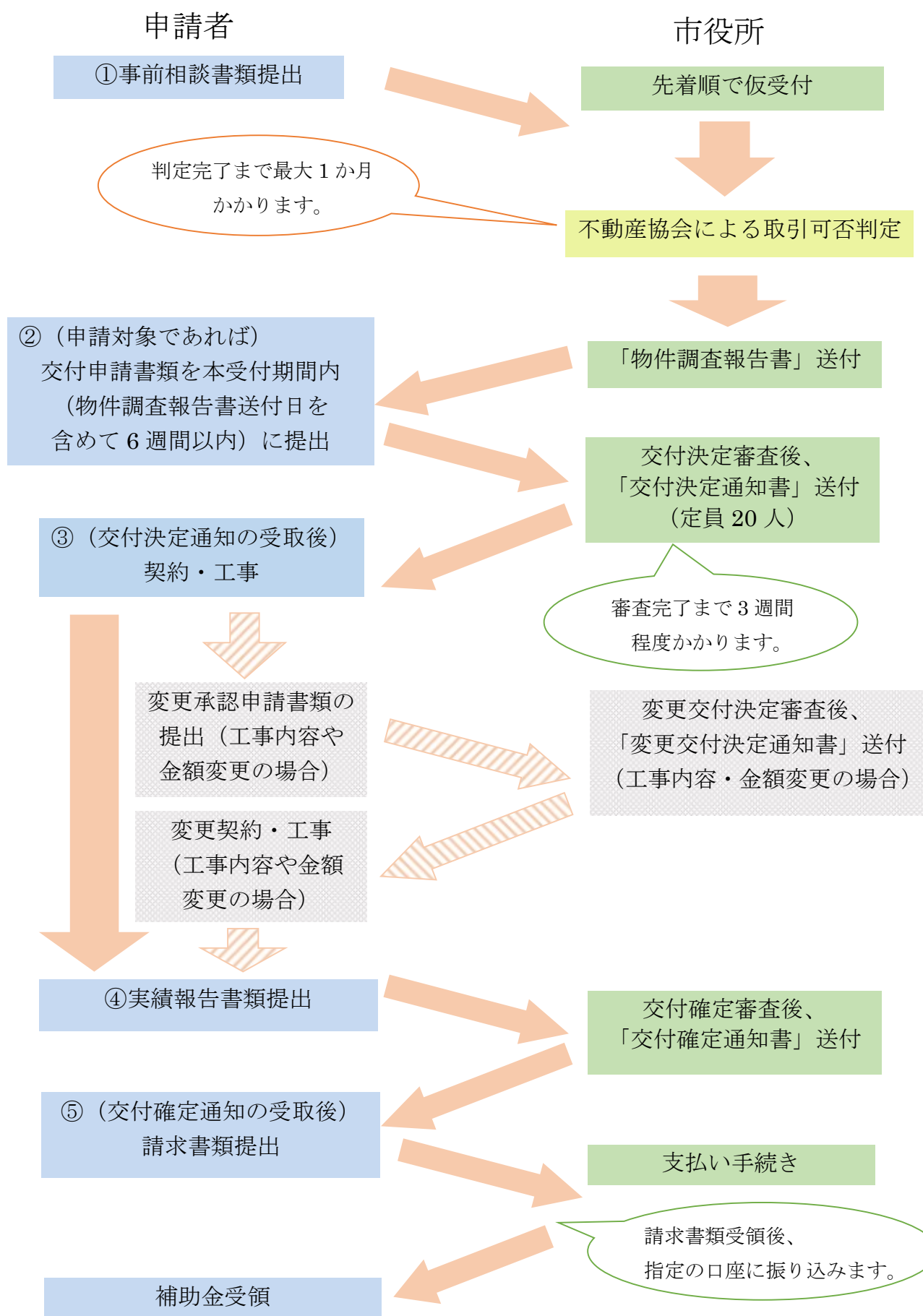
## 【補助の要件】

チェック	対象となる条件
□	<b>①（公社）全日本不動産協会静岡県本部により取引（売却）不可能と判断される物件であること</b> ※事前相談書類受付後、市から（公社）全日本不動産協会静岡県本部へ判定を依頼します。 ※取引の可否が判断されるのは建物のみです（土地は評価の対象ではありません）。
□	<b>②相続人又は受遺者が所有者又は共有者として建物の登記がされている空き家であること</b>
□	<b>③昭和56年5月31日以前に建築済み又は建築確認済みであった空き家であること</b>
□	<b>④令和4年12月31日以前に相続又は遺贈が発生していること</b> ※建物の登記全部事項証明書で確認します。
□	<b>⑤申請日から過去1年間空き家であること</b> ※住民票等で確認します。
□	<b>⑥一戸建て住宅であること及び登記の種別が「居宅」又は居宅とその他の用途を兼ねるものであること</b> ・総務省 令和5年住宅・土地統計調査において一戸建に区分するもの。 ・長屋、共同住宅は対象となりません。
□	<b>⑦浜松市内にある空き家であること</b>
□	<b>⑧公共事業等の補償の対象となっていないこと</b>
□	<b>⑨対象となる空き家及び附属する工作物（塀、立ち木など）が文化財等に指定されていないこと</b>
□	<b>⑩自然人が所有する空き家であること</b> ・法人は対象となりません。 ・所有者及び共有者全員が自然人である必要があります。
□	<b>⑪申請者及び共有者が浜松市税を完納していること</b>
□	<b>⑫申請者及び共有者が暴力団員等でないこと</b>
□	<b>⑬共有者全員の同意を得ていること</b>
□	<b>⑭解体工事によって更地にする予定であること</b> ・小屋、立ち木などの附属物も併せて除却する必要があります。 ・門及び塀等を残すことがやむを得ない場合は、この限りではありません。
□	<b>⑮解体工事によって更地になった土地に申請者、申請者の配偶者、六親等以内の血族若しくは三親等以内の姻族が建築物（建築基準法第2条第1号）を建てないこと</b>
□	<b>⑯空き家等に抵当権等の担保権及び賃借権等の用益権等所有権以外の権利設定がないこと</b>

以上のすべての条件を満たす場合のみ対象です。



## 補助金交付までの手続きの流れ



○申請に必要な書類の取得など手続きに要した費用は自己負担となります。

※事前相談や審査の結果、補助要件に該当しなかった場合や先着順で締め切られた場合でも、市は当該費用の負担はいたしません。

①事前相談書類 提出（先着）	交付申請書類を提出する前に必ず事前相談をしてください。 ※仮受付期間：4月20日（月）～12月25日（金）
仮受付	事前相談書類の内容を審査し、対象要件に該当する場合は、先着順で受付します。
不動産協会による 取引可否判定	（公社）全日本不動産協会静岡県本部が市から依頼を受けて取引可否の判定を行います。 判定完了まで最大1か月かかります。
「物件調査報告書」 送付	「物件調査報告書」を送付します。 ・取引可能→売却をご検討下さい（補助金は適用されません）。 ・取引不可能→次の手続きに進みます。
②交付申請書類 提出	「交付申請書」とp.8に示す書類を添付し、市民生活課に提出してください。 ※交付申請書類は受付番号順に審査いたします。ただし、本受付期間内（物件調査報告書送付日を含めて6週間以内）に交付申請書類が到達しなかった場合は、到達した順番で対応させていただきます。
「交付決定通知書」 送付	交付申請書類の内容を審査し、対象要件に該当する場合は、「交付決定通知書」を送付します（定員20人）。審査完了まで3週間程度かかります。
③契約、工事	<u>解体工事業者との契約は、交付決定後に行ってください。</u> ※決定後に、内容の変更があった場合、変更承認申請を行う必要があります。
④実績報告書類 提出	解体完了後、「実績報告書」とp.10に示す書類を添付し、市民生活課に提出してください。
「交付確定通知書」 送付	実績報告書類の内容を審査します。 対象要件に該当する場合は、「交付確定通知書」を送付します。
⑤請求書類 提出	「交付確定通知書」の交付金額等を記入した「請求書」とp.11に示す書類を添付し、市民生活課に提出してください。
支払手続き	請求書類の内容を審査します。
補助金受領	請求書類の受付後、指定の口座に補助金を振り込みます。

○工事内容の変更や、金額の変更があった場合に必要な手続き

①事前相談書類提出（先着）～ ③契約、工事 までの流れは同様です。

変更承認申請書類  
提出

補助金の交付決定を受けた後、工事内容の変更や、金額の変更があった場合に  
必要な手続きです。

「変更交付決定  
通知書」送付

変更承認申請書類の内容を審査し、適切であると判断した場合は「変更交付決定通知書」  
を送付します。

変更契約、工事

※解体工事業者との変更契約は、変更交付決定後に行ってください。

④実績報告書類提出 ～ 補助金受領 までの流れは同様です。



## 事前相談に必要な書類



●提出いただいた書類は返却できませんので、必要な場合は、あらかじめコピーをお取りください。

法務局で発行している書類

チェック	必要な書類
<input type="checkbox"/>	①既存住宅に関する相談申込書（第2号様式）
<input type="checkbox"/>	②既存住宅の全部事項証明書（登記簿） ・申請日から3か月以内に発行されたもの
<input type="checkbox"/>	③土地の全部事項証明書（登記簿） ・申請日から3か月以内に発行されたもの
<input type="checkbox"/>	④公図
<input type="checkbox"/> ※	⑤地積測量図
<input type="checkbox"/> ※	⑥家屋図（建物図面）
<input type="checkbox"/>	⑦都市計画マップ（都市計画位置図） ・申請空家の位置を示してください。
<input type="checkbox"/>	⑧補助対象空家の写真 ・空き家の全景が分かるもの ・空き家以外に対象のものがある場合（立ち木、塀など）はそれらが確認できるように撮影してください。
<input type="checkbox"/>	⑨補助対象空家の配置図 ・敷地内の補助対象空家、附属する門塀、立ち木等の配置図
<input type="checkbox"/>	固定資産課税台帳登録証明書の写し、建築確認書の写し又は建築確認等台帳記載事項証明書 ※当該建物の全部事項証明書で建築年月日が確認できない場合のみ提出が必要です。
<input type="checkbox"/>	空家及び空家除去後の土地の売却等に関するアンケート ※提出は任意です。
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類 ※上記書類の他に、審査に必要な資料を求めることがあります。

※⑤、⑥は建物によっては発行されません。詳細は法務局へお問い合わせください。

○申請に必要な書類の取得など手続きに要した費用は自己負担となります。

※事前相談や審査の結果、補助要件に該当しなかった場合や先着順で締め切られた場合でも、市は手続きに要した費用の負担はしません。

## 【必要書類の取得方法等について】

### ●法務局で発行している書類について

【発行場所】 法務局（全国どちらの法務局でも申請できます。）

インターネットを通じたオンラインによる交付請求を行うことができます。

【発行時間】 平日午前8時30分～午後5時15分（窓口）

平日午前8時30分～午後9時（オンライン申請）

※午後5時15分以降の申請は翌営業日以降の手続きとなります。

※オンライン申請にはシステムへの登録もしくは申請書用ソフトのダウンロードが必要です。

#### ①土地・建物の登記事項証明書（全部事項証明書）について

【発行手数料※】 600円（窓口）

520円（オンラインによる交付請求、送付で受領）

490円（オンラインによる交付請求、窓口で受領）

【発行内容】 共同担保目録・信託目録なし

#### ②公図、地籍測量図、家屋図（建物図面）について

【発行手数料※】 500円（窓口）

470円（オンラインによる交付請求、送付で受領）

440円（オンラインによる交付請求、窓口で受領）

※追加料金が発生する場合があります。

【備考】 地籍測量図、家屋図（建物図面）は建物によっては発行されません。詳細は法務局へお問い合わせください。

### ●都市計画マップ（都市計画位置図）について

- ・以下リンク先、QRコードから「都市計画マップ」をご選択いただくと申請空家の地図を表示、印刷できます。

<https://www2.wagmap.jp/hamamatsu/Portal>



- ・ご自身での取得が難しい場合は、都市計画課等で販売していますので、以下リンク先、QRコードからホームページをご確認下さい。

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/toshikei/city/tosike/map/index.html>





## 申請に必要な書類・手続き



申請者・共有者が用意する書類

解体業者に依頼する書類・手続き

チェック	必要な書類
<input type="checkbox"/>	① 交付申請書（第3号様式）
<input type="checkbox"/>	② 既存住宅共有者の解体除却等に関する同意書（第1号様式）
※	・共有者全員の同意書が必要です。 ※申請者以外に該当する空き家を相続した人がいる場合のみ提出が必要です。
<input type="checkbox"/>	③ 申請日から過去1年間の住所が分かる申請者及び共有者の住民票の写し又は戸籍の附票
	・申請日から3か月以内に発行されたもの ・マイナンバーの記載のないもの ・コピーではなく原本を提出
<input type="checkbox"/>	④ 既存住宅に居住者がいないこと及び既存住宅が空家等であることの誓約書（第4号様式）
<input type="checkbox"/>	⑤ 解体工事によって更地になった土地に申請者及びその親族が建築物を建てないことの誓約書（第5号様式）
<input type="checkbox"/>	⑥ 暴力団排除等に関する解体工事業者の誓約書（第6号様式）
	・解体業者が暴力団員等または暴力団員等と密接な関係にないことを誓約するもの
<input type="checkbox"/>	⑦ 見積書の写し等、事業に要する経費の根拠が確認できるもの
	・「一式」ではなく、詳細を記載するように解体工事業者に求めてください。 ・空き家の中にある一般廃棄物の処理費用は補助の対象ではないため、一般廃棄物の処理費用はこの見積書に入れないでください。 ・書類に不備がある場合、補正を求めます。解体工事業者に対応可能か申請前にご確認ください。
<input type="checkbox"/>	⑧ 解体業者の許可通知書又は登録通知書の写し
	・解体工事業者が許可もしくは登録がされているか確認するもの
<input type="checkbox"/>	別紙「解体工事業者様へ」の記載事項に対応可能な解体業者であることの確認
	・解体工事業者に別紙「解体工事業者様へ」の記載事項をご確認いただき、対応可能か申請前にご確認ください。
<input type="checkbox"/>	※ その他市長が必要と認める書類
	※上記書類の他に、審査に必要な資料を求めることがあります。



## 変更承認申請に必要な書類



- 補助金の交付決定を受けた後、工事内容の変更や、金額の変更があった場合に必要な手続きです。
- 解体工事業者との変更契約は、変更交付決定後に行うことができます。変更契約前に変更承認申請の手続きをしてください。
- 提出いただいた書類は返却できませんので、あらかじめコピーをお取りください。

チェック	必要な書類
<input type="checkbox"/>	① 変更承認申請書（第 10 号様式）
<input type="checkbox"/>	② 変更後の見積書の写し（コピー） ・当初の見積書からの変更点が分かるように記載してください。
	その他市長が必要と認める書類
<input type="checkbox"/> ※	※上記書類の他に、審査に必要な資料を求めることがあります。

※事業費に変更が生じる場合、必ずご相談ください。

解体業者  
に  
依頼  
する  
書類



## 実績報告に必要な書類



- 提出いただいた書類は返却できませんので、あらかじめコピーをお取りください。
- 請求書は、実績報告書提出後、交付確定通知書が届いた後に提出してください。
- 工事の途中で、内容や金額に変更があった場合は、実績報告の前に変更承認申請が必要です。変更契約前に市民生活課まで相談してください。

解体業者に依頼する書類

チェック	必要な書類
<input type="checkbox"/>	①実績報告書（第13号様式）
<input type="checkbox"/>	②対象事業の領収書の写し（コピー） <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請者に対して発行された領収書であること（空家所在地の記載があること）</li> <li>・発行者の名称、所在地の記入があること</li> <li>・対象内容に係る領収書であることが確認できること</li> </ul> ※振込金受領書等の場合は、本事業に係る振込であることが確認できるよう、契約書への振込先口座の記載や、振込先口座及び振込金額が示してある請求書等を合わせて提出してください。 ※補助金申請で提出した「見積書」の金額（税込）との整合が確認できるものとしてください。
<input type="checkbox"/>	③対象事業に関する契約書の写し（コピー） <ul style="list-style-type: none"> <li>・請負金額、業者名のあるもの</li> <li>・全ページをコピーして提出してください。</li> </ul> ※解体業者によっては、契約書、請書等を発行しない場合があります。事前に確認し必ず発行してください。
<input type="checkbox"/>	④対象となる空き家の解体後の写真 <ul style="list-style-type: none"> <li>・解体後の更地の写真を提出してください。</li> <li>・申請時の写真と同じ方角から、全景が分かるように撮影してください。</li> <li>・空き家以外（立ち木、塀、雑草など）の撤去が含まれている場合、それらが撤去されたことを確認できる写真も提出してください。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	※ その他市長が必要と認める書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>※対象となる住宅の状況、工事内容などにより、上記書類のほか、審査に必要な資料を求めることがあります。</li> </ul>

※実績報告書（第13号様式）は2月末日までに提出してください。



## 補助金請求に必要な書類



●補助金は、市が請求書を受領した日から、30日以内に振込されます。

チェック	必要な書類
<input type="checkbox"/>	<b>①請求書（第15号様式）</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・交付確定通知書に示される金額の記入があること</li><li>・振込先が明記されていること</li></ul>
<input type="checkbox"/>	<b>②本人確認書類</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・運転免許証のコピー、保険証のコピー等いずれか1点ご提出をお願いします。</li></ul>
<input type="checkbox"/>	<b>③申請者名義の口座番号が確認できる通帳のコピー、キャッシュカードのコピー等</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・通帳のコピー、キャッシュカードのコピー等いずれか1点ご提出をお願いします。</li></ul>
<input type="checkbox"/>	<b>※ その他市長が必要と認める書類</b> <ul style="list-style-type: none"><li>※上記書類の他に、審査に必要な資料を求めることがあります。</li></ul>



## その他申請にあたっての注意事項



### ●他の補助金との重複について

本事業による補助金は、他の補助制度と重複して受けることはできません。

### ●解体工事後跡地について

本事業による解体工事後の跡地については、雑草の繁茂等で近隣の迷惑にならないよう適切な管理をお願いいたします。また、申請者、申請者の配偶者、六親等以内の血族若しくは三親等以内の姻族が建築物（建築基準法第2条第1号）を建てることはできません。

### ●補助金交付の取消し・返還について

補助金の交付を受けた方が、偽りの申請を行っていた場合や、法令等に違反した場合などは、補助金交付の決定を取り消すことがあります。

工事内容や金額の変更があり、変更交付決定を受ける前に解体工事業者と契約した場合は、交付決定を取り消すことがあります。

交付決定（変更交付決定）を取り消した際、既に補助金が交付されている場合は、交付された補助金の返還を求めます。

### ●空き家の放置に関するトラブルについて

空き家の放置による近隣とのトラブルについては、所有者の責任です。補助金の申請から解体に着手するまで、交付決定のために一定の期間を要しますが、その間も適切な管理をお願いいたします。市は一切の責任を負いません。

### ●その他

消費者トラブルを防ぐため、契約にあたっては内容を十分に確認したうえで締結することが重要です。工事中の騒音や車両の出入りなどによって、近隣とトラブルになるケースが見受けられます。工事の方法などは、十分に検討してください。

住宅に関わるお悩みの相談は下記にすることができます。

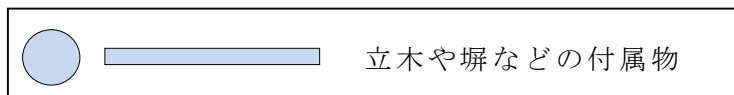
住まいのダイヤル 0570-016-100

10:00～17:00（土・日・祝休日・年末年始を除く）

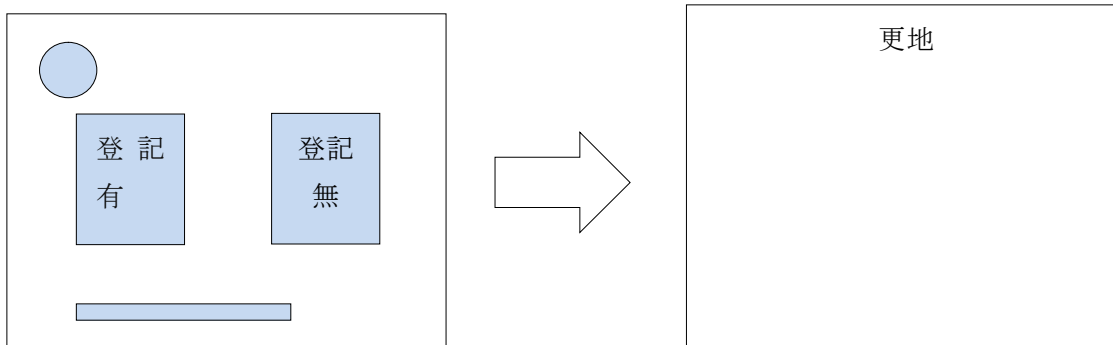
公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理センター

（法律に基づき国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です）

## ●補助対象となる範囲について



1. 同一区画内に登記のある居宅と登記のない建物（居宅、物置など形態は問わない）がある場合

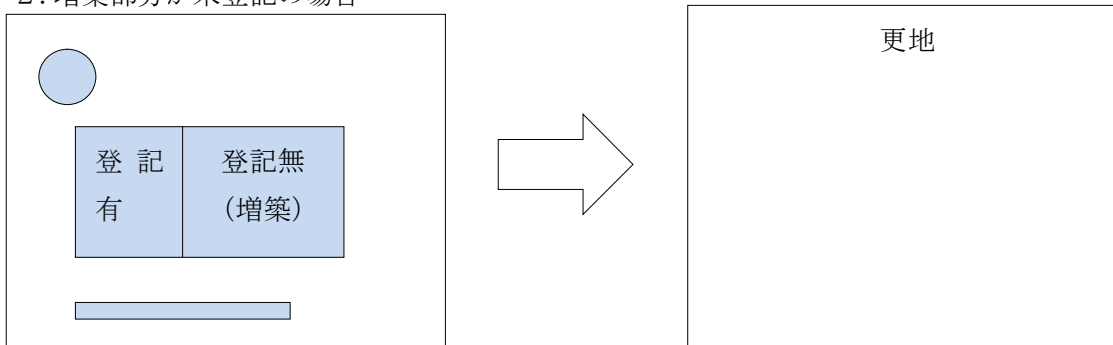


同一区画内を更地にする必要がある。

登記がない物件は、登記がある家屋の附属物としてとらえ、対象とする。

（登記部分が旧耐震であれば、建築年月日を問わない）

2. 増築部分が未登記の場合

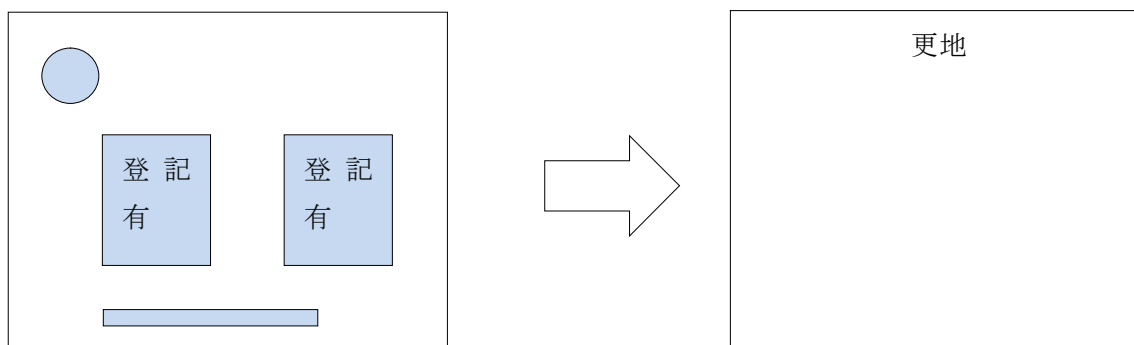


同一区画内を更地にする必要がある。

登記がない部分も含めて対象。

（登記部分が旧耐震であれば、未登記部分の建築年月日を問わない）

3. 同一区画内に別登記の建物がある場合



同一区画内を更地にする必要がある。

同一区画内であれば別登記であっても両方対象。

（片方が旧耐震であれば、もう片方の建築年月日は問わない）

## ●補助の要件「解体工事によって更地にする予定であること」について

### 残すことがやむを得ないと考えられるもの

- ・ 隣地所有者と共有している境界塀の一部
- ・ 境界紛争等防止のための家屋の基礎及び塀等（地上から高さ約 20 c m程度）
- ・ 伐採後残った、地上から高さ約 20 c m程度以下の立木の幹
- ・ 地下車庫及び土留めを兼ねた車庫の壁（擁壁）
- ・ 敷地若しくは地盤面の構造上、又は隣接する家屋等への対策から安全上やむを得ないもの 等



## よくあるご質問



### 1. 対象となる空き家に関すること

#### ◆Q1

「対象となる空き家」とは、どのようなものですか？

#### ➡A1

補助の要件（p.2 参照）に該当する空き家をいいます。

#### ◆Q2

家の一部を昭和 56 年 6 月以降に増築しています。増築部分も含め補助対象となりますか？

#### ➡A2

補助金を利用して空き家を全部解体するため、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築済み又は建築確認済みの建物であれば、増築の解体分も含めて補助の対象となります。

昭和 56 年 5 月 31 日以前に、建築確認済みかどうかを新築時の建築確認書にて、確認をしてください。

※同一区画内であれば、増築部分も解体する必要があります。

#### ◆Q3

1 人で複数の建物を相続しました。

それぞれの建物が、補助対象になりますか？

#### ➡A3

補助金の申請は、1 人 1 回としていきますので、複数回の申請はできません。

#### ◆Q4

現在住んでいる家を建て替える場合も、補助の対象となりますか？

#### ➡A4

相続又は遺贈により取得されてから住んでいないことが要件の 1 つになっていますので、現在住んでいる家屋の建て替えは、対象にはなりません。

### 2. 対象者に関すること

#### ◆Q5

市内にある空き家を所有しておりますが、市外に住んでいます。市外に住んでいても、補助金の申請はできますか？

#### ➡A5

市外居住の方でも申請はできます。

ただし、補助には他の要件がありますので、要件に該当するか否かについての相談を事前に行っております。必ずお受けください。

◆Q6

8年前に発生した相続により家屋の一部を、5年前に発生した相続により残りを取得し、現在すべてを取得しています。申請できますか。

➡A6

一度の相続ではなく、複数回の相続で取得した場合も対象になります。相続又は遺贈での取得以外（売買、贈与など）で取得している場合は対象外となります。

### 3. 対象工事に関すること

◆Q7

対象となる工事はどのようなものですか？

➡A7

対象となるのは、次の(1)～(4)の工事です。

(1)補助対象空き家の解体除却に要する工事

※空き家内の一般廃棄物（家庭ゴミ、冷蔵庫等の家電や家具等）の処分を除く

(2)補助対象空き家に附属する門及び塀等の撤去に要する工事

(3)補助対象空き家が存する敷地内立木等（雑草を含む）伐採に要する工事

(4)市長が必要であると認める工事（個別判断となりますので、お問合せください）

◆Q8

既に解体が終わっている工事や解体中の工事は、補助対象となりますか？

➡A8

対象となりません。

工事に着手する前に補助金の交付申請をし、交付決定を受けてから契約、解体する必要があります。

◆Q9

家屋の一部だけを解体・除却する工事でも、補助の対象となりますか？

➡A9

全ての家屋等を解体・除却して更地にする工事を対象としています。部分的に解体・除却する工事は対象となりません。

◆Q10

補助事業の「原則として敷地全体を更地の状態とするものであること。」とは、具体的にはどこまでを行うことをいうのですか？

➡A10

建物を解体除却し、地ならし程度までを行うものが対象となります。地面のかさ上げ工事は対象となりません。

◆Q11

家屋の解体と合わせて行う、ブロック塀や樹木の撤去や除草、除却工事も補助の対象となりますか？

➡A11

家屋の解体と合わせて行うものであれば、ブロック塀や樹木の撤去や除草、除却工事も補助の対象となります。

ただし、家屋の解体を行わずにブロック塀や樹木のみ撤去する工事は、対象となりません。

◆Q12

塀や樹木等を残すことはできますか？

➡A12

原則として、敷地内の全てのものを除却していただきます。

▶塀について

壊してしまうと危険であるなど門及び塀等を残すことがやむを得ない場合には、これらを残すこともできるケースがあります。

ただし、塀が土留めの役割をしても、老朽化しており、残すことで通行や災害時に危険である等除却すべき場合もあり得ます。個々の状況で対応が異なりますので、状況がわかる写真や書類などをご準備の上、お問い合わせください。

▶樹木について

樹木には、土留めや工作物を支える役割はないことや枝の繁茂などにより、近隣に支障をきたす場合も考えられるため、除却をしてください。

◆Q13

自分で行う解体工事は、補助の対象となりますか？

➡A13

補助対象者本人が行う工事は対象となりません。

補助対象者と解体工事業者等との間で請負契約が交わされ、工事代金の支払いが行われたものについて、市が補助します。

◆Q14

解体工事はいつまでに行えばいいですか？

➡A14

解体工事後に市に提出する実績報告書の提出期限が、2月末になります。これに間に合うように工事を手配してください。

ただし、補助事業が予定の期間内に完了しない特別の理由がある場合には、報告書の期限を3月14日（閉庁日の場合はその前日）までとすることができます。詳しくは、お問い合わせください。

#### 4. 工事業者に関すること

##### ◆Q15

解体工事業者に要件はありますか？

##### ⇒A15

解体工事を行う業者は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた者もしくは建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年5月31日法律第104号）第21条第1項に規定する解体工事業者の登録を受けた業者である必要があります。

また、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係にある者が、役員等になっている業者が行う解体工事は、補助の対象となりません。

市では解体工事業者の紹介はできませんので、ご了承ください。

解体工事業者が作成する書類がありますので、書類作成にご協力いただくよう事前に解体工事業者に伝えてください。

#### 5. 補助金額に関すること

##### ◆Q16

家屋とあわせて、別棟の物置も解体します。2棟あるので補助金の上限は100万円となりますか？

##### ⇒A16

空き家を対象とした補助金です。空き家は1棟であり、物置は空き家の附属物になりますので、上限は50万円となります。

#### 6. 手続きに関すること

##### ◆Q17

補助金の交付はどのように決定しますか。また、その手順はどのようになりますか？

##### ⇒A17

補助金の交付は、書類審査等を経て先着順にて決定します。詳細は、市ホームページ内の「申請の流れ」や令和7年度浜松市空家等除却促進事業費補助金（空き家解体補助金）申請の手引き「補助金交付までの手続きの流れ」（p.3～p.5）をご覧ください。

##### ◆Q18

補助申請したらすぐに契約、解体工事はできますか？

##### ⇒A18

交付決定通知書（第7号様式）の受領後に契約してください。

◆Q19

補助金はいつ支払われますか？

➡A19

工事終了後、補助対象者が解体工事業者に工事代金を支払い、市へ補助金請求書を提出した後に支払われます。

◆Q20

空き家を3人で共有しています。連名で申請すればよいですか？補助金はそれぞれに支払われますか？

➡A20

共有者の中から代表者を1人決め、代表者が補助金の申請をしてください。代表者が補助対象者となり申請から実績報告等一連の手続き行っていただきます。なお、申請には、他の共有者の方の同意書が必要となります。

◆Q21

工事の途中で、内容や金額に変更があった場合は、どうすればよいですか？

➡A21

まず、速やかに市民生活課まで相談してください。その後の手続きとして、補助金交付変更申請を行う必要があります。行わない場合は交付決定を取り消す可能性があります。

◆Q22

補助金の申請書類は、どこで入手することができますか？

➡A22

市のホームページからダウンロードできます。また、市役所3階の市民生活課でも入手できます。

申請受付課・お問い合わせ先

疑問点や不明点等がありましたら、下記までお問い合わせください。

浜松市 市民部 市民生活課

受付時間：午前 8 時 3 0 分～午後 5 時 1 5 分（土日祝年末年始除く）

☎：053-457-2231

FAX：053-452-0291

Email：[simink@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:simink@city.hamamatsu.shizuoka.jp)

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2 市役所本館 3 階